

令和 3 年 (2021 年) 7 月 21 日

関係団体の長 様

長野県環境部資源循環推進課長

産業廃棄物の電子マニフェストの利用促進について (依頼)

本県の廃棄物行政につきましては、日頃より格別の御理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、環境省では、規制改革実施計画 (令和 2 年 7 月 17 日閣議決定) ※1 に基づき、令和 2 年 12 月に産業廃棄物のマニフェスト制度に係るオンライン利用率の引上げの基本計画等を策定、公表しています (令和 3 年 4 月 21 日改訂、公表※2)。

同基本計画では、電子マニフェストの登録について令和 4 年度を達成期限としてオンライン利用率 70% (オンライン利用率=電子マニフェストの年間登録件数/5,000 万件) を目指すこととしており、令和元年度末現在 63% となっております。

本県においては、産業廃棄物の電子マニフェスト利用率は令和元年度末現在 44.6% に留まっており、そのため、長野県廃棄物処理計画 (第 5 期) では、産業廃棄物の適正処理の観点から電子マニフェストの利用を促進していくこととしています。

については、貴団体の会員等に対する電子マニフェストの周知、利用促進について特段の御配慮をお願いします。

記

1 参考資料 (別添)

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター作成パンフレット「電子マニフェストをはじめよう」
<https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2020/03/leaflet.pdf>

2 その他

電子マニフェストの詳細については、次のホームページを御覧ください。

<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.shtml>

※1 規制改革実施計画 (令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/200717/keikaku.pdf>

※2 規制改革実施計画に基づく「個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ」の基本計画等 (令和 3 年 4 月 21 日改定)

https://www.env.go.jp/other/basic_plan_for_online_procedures_enhancement/r030421.html

資源循環推進課廃棄物政策係

滝沢 朝行 (課長) 櫻井 傑 (担当)

住所 長野市南長野大字幅下 692-2

TEL 026-235-7187 (直通)

FAX 026-235-7259

E-mail haikiseisaku@pref.nagano.lg.jp



あなたの事業所の
産廃処理は適切に
行われていますか



自然にやさしいネットワーク

JWNET
Japan Waste Network.®

電子の目が産廃の流れを追跡、監視する！

電子マニフェストを はじめよう



マニフェスト制度とは

排出事業者がその処理を委託した
産業廃棄物の処理状況を自ら把握
し、不法投棄等の不適正処理を未
然に防止するための制度



電子マニフェストが
よくわかるムービーを
ご覧いただけます。

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/material/dvd/index.html>

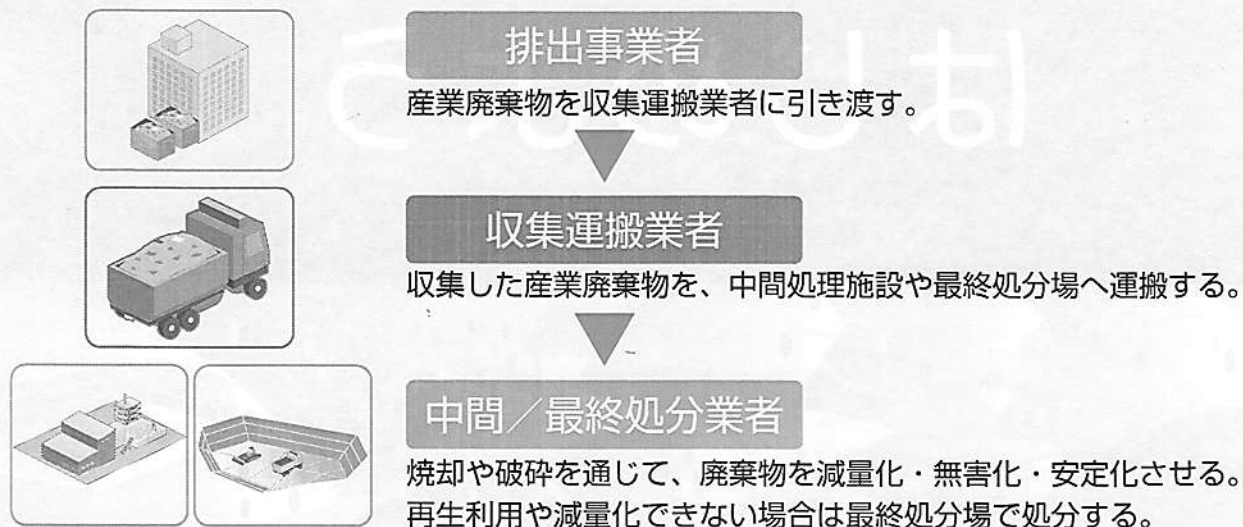
「水と緑の国…美しい日本。 その環境を守ることは 私たちの大切な使命です」

「廃棄物を適正に処理する」という排出事業者の責任は
法的な義務であるとともに、社会的責任です。

産業廃棄物の現状

事業者が事業活動に伴って排出する産業廃棄物の総排出量は年間約4億トン（東京ドーム約300杯分）。

●産業廃棄物の処理の流れ



●排出事業者責任

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」（廃棄物処理法 第3条）

■不法投棄は、産業廃棄物の大きな問題です。

不法投棄した事業者には、罰金及び懲役等が科せられ、さらに自治体によって、原状回復を命令されることがあります。
廃棄物の処理を処理業者に委託した場合でも、その責任が排出事業者からなくなることはありません。
委託した処理業者が不法投棄をした場合、直接投棄した処理業者に原状回復能力がないと、排出事業者が責任を追及されることになります。

■廃棄物の処理状況を常にチェックしましょう。

廃棄物の処理を委託する場合、信頼できる業者に委託するとともに、処理状況を確認することが大切です。
電子マニフェストは容易に処理状況を確認することができます。

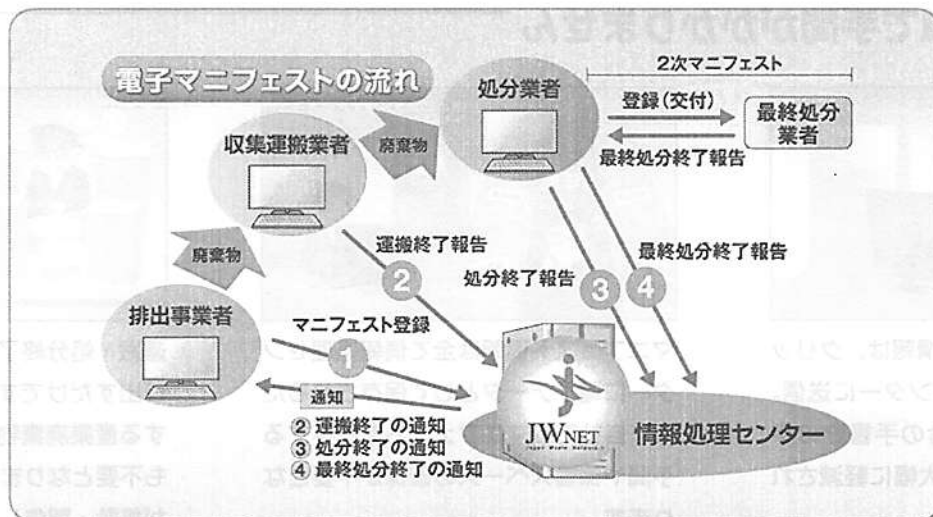
■優良産廃処理業者認定制度を活用

優良認定等された処理業者は必ず電子マニフェストに対応しています。



排出事業者責任を果たすためのツール、それが『電子マニフェスト』です。

電子マニフェストの流れ



1

産業廃棄物を引き渡したあと、排出事業者は、電子マニフェストを登録します。その情報は、収集運搬業者、処分業者に即座に伝わります。



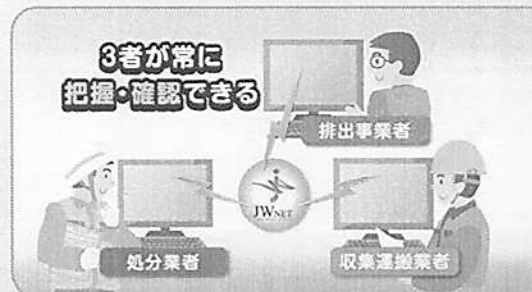
2

そして収集運搬業者は、運搬が終了したあと、運搬終了報告をします。



3 4

同様に処分業者も、処分が終了したら処分終了報告をします。2次マニフェストがある場合には、最終処分を確認したあと、最終処分終了報告をします。



これらの産業廃棄物処理に関する情報が、電子マニフェストを通じて、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者で共有されることにより、排出事業者は、廃棄物が適正に処理されたことを確認することができます。

電子マニフェストのメリット

1) 操作が簡単で手間がかかりません



入力したマニフェスト情報は、クリックひとつで情報処理センターに送信。紙マニフェストの場合の手書きの手間、印刷の手間等が、大幅に軽減されます。

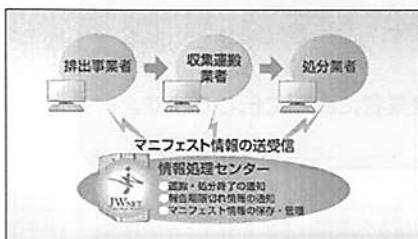


マニフェスト情報は全て情報処理センターに電子データとして保存されるため、自社で紙マニフェストを保存する手間や保管スペースの確保が不要となります。



運搬・処分終了報告の確認も画面を呼び出すだけです。毎年、自治体に提出する産業廃棄物管理票交付等状況報告も不要となります。(情報処理センターが集計・報告します。)

2) 法令遵守



マニフェストには廃棄物処理法で記載が必要な項目が定められています。

電子マニフェストでは、必須項目の入力がないと先の画面に進むことができないため、記載漏れが起きません。また、法定の期限が近づいても終了報告がない場合には、排出事業者には通知が届きますので、確認漏れを防ぐことができます。

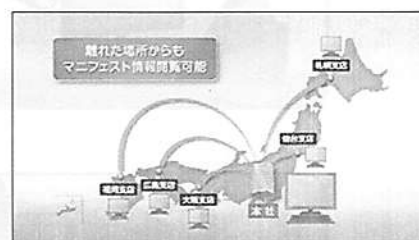
3) データの透明性



マニフェスト情報は、第三者である情報処理センターが過去5年分を管理・保存しており、セキュリティ対策も万全を期しています。



処理状況は排出、収集、処分の3者が常に把握・確認することができるため、間違いも見つけやすく、修正や取消をする際には、お互いの承認が必要となりますので、1社だけでデータの修正・取消をしてしまうことはありません。



本社・支店など、産業廃棄物の排出場所と離れた場所からもマニフェスト情報を閲覧・確認することが可能です。

電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較

電子マニフェストと紙マニフェストでは運用に違いがあります。
電子マニフェストでは事務処理が合理化され、事務作業削減につながります。

●電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較

	項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
排出事業者	マニフェストの 交付・登録	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡し日から3日以内（土日・祝日及び年末年始を含めない）にマニフェスト情報を情報処理センターに登録 ※3日以内とは、廃棄物を引渡しの日を含めない（以下同様）	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡しと同時にマニフェストを交付
	処理終了確認	情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知（電子メール等）により確認	①運搬終了報告：B2票とA票を照合して確認 ②処分終了報告：D票とA票を照合して確認 ③最終処分終了報告：E票とA票を照合して確認
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	①交付したマニフェストA票を5年間保存 ②収集運搬業者および処理業者より送付されたB2票、D票、E票を5年間保存
	産業廃棄物管理票 交付等状況報告	情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、報告が不要	都道府県・政令市に自ら報告
収集運搬業者	運搬終了報告	運搬終了日から3日以内（土日・祝日及び年末年始を含めない）に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	運搬終了日から10日以内に、必要事項を記載したB2票を排出事業者に送付
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	処分業者より送付されたC2票を5年間保存
処分業者	処分終了報告	処分終了日から3日以内（土日・祝日及び年末年始を含めない）に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	処分終了日から10日以内に、必要事項を記載したC2票を収集運搬業者、D票・E票を排出事業者に送付
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	C1票を5年間保存

電子マニフェスト利用料金表

【排出事業者】

排出事業者の加入単位：排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など

(税込)

利用区分	A料金	B料金	少量排出事業者団体加入料金 ※(C料金)
基本料 (1年間)	26,400円	1,980円	不要
使用料 (登録情報1件につき)	11円	(90件まで無料) 22円	22円
利用区分の目安となる 年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下	—

※少量排出事業者団体加入料金(C料金)は、「排出事業者が30者以上集まって加入する」、「利用代表者が団体に加入した加入者の利用料金を一括して支払う」、「情報処理センターからの連絡先は利用代表者とする」などの条件を満たす必要があります。

【収集運搬業者】

収集運搬業者の加入単位：業者単位で加入(複数加入も可)

(税込)

利用区分	収集運搬業者
基本料 (1年間)	13,200円

【処分業者】

処分業者の加入単位：処分事業場単位 (同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

(税込)

利用区分	処分業者		
	①処分報告 機能のみ	②処分報告機能+2次登録機能	
		A料金	B料金
基本料 (1年間)	13,200円	26,400円	13,200円
使用料 (登録情報1件につき)	—	11円	(90件まで無料) 22円
利用区分の目安となる 年間登録件数	—	1,381件以上	1,380件以下

基本料の1年間の金額は、4月から翌年の3月末までの期間に適用されます。年度の途中で加入する場合、初年度の基本料は月割りで請求いたします。(B料金の方は、無料登録件数も異なります)

【基本料早見表(利用開始月別)】

JWNETの利用開始設定をした日が「利用開始日(利用開始月)」となります。利用開始月から、初年度の基本料が発生します。

(税込)

利用開始月 加入区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
排出事業者A	26,400	24,200	22,000	19,800	17,600	15,400	13,200	11,000	8,800	6,600	4,400	2,200
処分業者②A												
収集運搬業者	13,200	12,100	11,000	9,900	8,800	7,700	6,600	5,500	4,400	3,300	2,200	1,100
処分業者①												
処分業者②B												
排出事業者B	1,980	1,815	1,650	1,485	1,320	1,155	990	825	660	495	330	165
B料金の無料登録件数	90件	75件	60件	45件	30件	15件						

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 電子マニフェストセンター

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア7階

お問合せ先 TEL 0800-800-9023 FAX 03-5275-7112

サポートセンター 月～金曜日(祝祭日を除く)の午前9時～午後5時